

無線機を使用するチームの皆様へ

大会事務局

鈴鹿サーキットで行われるスーパーフォーミュラ／SUPER GT等のレース中に、地元のアマチュア無線愛好家より「サーキットで走行中と思われる車両からアマチュア・バンドの電波が常時交信状態となっている。」との苦情が相次いでおります。鈴鹿サーキット周辺の違法電波による電波障害は以前から問題となっており、管轄の郵政省東海電気通信管理局より注意を受けております。何度も文書等で通知済みの事ですが以下の点を十分留意の上、無線機を使用してください。

1. 基本的認識

クルマを運転する時に免許証とそのクルマのナンバー取得が必要であると同様に、無線機を使う際には必ず無線免許証が必要となります。これを怠り違法無線を使用すると、悪質なものは最高で懲役刑に処せられます。

(電波法第9章)

鈴鹿サーキットでは違法無線の使用は一切認められておりません。車検時はもちろん、予選、決勝中を問わず違法無線の使用が認められれば即刻その使用の中止を命ずると共に、場合によっては大会審査委員会によってペナルティーが課せられますので十分ご注意ください。

2. 使用できる無線機

レース中のピットイン指示や車両の状況報告等の無線通話は業務用とみなされます。このためレースに使用できる無線機は①業務用無線、②業務用簡易無線の2種に限られます。アマチュア無線の使用は認められておりません。

現在、主なトラブルとなっているのはアマチュア無線の使用についてであり、電波障害が深刻化し表面化される事になれば鈴鹿でのレース開催そのものに影響がでる事も考えられます。

3. 無線局

最初に専門の取引先に相談する事が必要となります。その上で上記の2種のうちいずれかの無線免許を取得します。

鈴鹿や御殿場の場合は東海電気通信管理局、東京は関東電気通信管理局、仙台は東北電気通信管理局の管轄下にあるため、鈴鹿→富士→仙台ハイランド・菅生などと転戦して使用する場合は、無線申請時に「移動申請」をする必要があります。

また、ボルシェ系等に搭載されているデータ通信システムも申請が必要となります。

この場合海外製品であるため手続きが複雑となりますので、取引先等とよく相談の上、対応してください。

4. 無線通信設備使用申請書

無線を使用する予定のチームは、「無線通信設備使用申請書」(裏面)に必要な事項を記入し、書類検査時に「免許状の写し」と共に大会事務局へ提出してください。なお、鈴鹿サーキットの使用する無線周波数を優先とするため、周波数が重複する場合は変更をお願いすることがあります。

5. モータースポーツ無線協会 (M○SRA)

モータースポーツ無線協会 (M○SRA) は、営利を目的としないモータースポーツ無線の管理団体として、モータースポーツ関係者だけが使える専用電波を国から割り当てられ、管理運用しています。

この協会は、個人、クラブ、団体を問わず誰でも入会可能となっており、協会の取扱う無線機の購入あるいは協会から借りて使用する事もできるようになっています。鈴鹿サーキットではモータースポーツ無線協会

(M○SRA) の無線通信機器の使用を推奨いたします。

以上

無線通信設備使用申請書

レース名					
チーム名		参加代表者		クラス/ゼッケン	
第1 競技運転者		第2 競技運転者		第3 競技運転者	

※モータースポーツ無線協会（MOSRA）の無線をご使用の場合は、上記記入欄への記入のみで結構です。

基地局側

免許人の氏名又は名称					
無線局の種類		無線局の目的			
通信の相手方		通信事項			
無線設備の設置場所 又は移動範囲					
呼出符号	免許の番号		電波の形式・周波数・空中線電力		
運用許容範囲	免許の年月日		免許の有効期限		
アンテナの種類	グラウンドプレーン ・ 八木型 ・ EL ・ その他				

移動局側（ドライバー1）

免許人の氏名又は名称					
無線局の種類		無線局の目的			
通信の相手方		通信事項			
無線設備の設置場所 又は移動範囲					
呼出符号	免許の番号		電波の形式・周波数・空中線電力		
運用許容範囲	免許の年月日		免許の有効期限		
アンテナの種類	グラウンドプレーン ・ 八木型 ・ EL ・ その他				

移動局側（ドライバー2）

免許人の氏名又は名称					
無線局の種類		無線局の目的			
通信の相手方		通信事項			
無線設備の設置場所 又は移動範囲					
呼出符号	免許の番号		電波の形式・周波数・空中線電力		
運用許容範囲	免許の年月日		免許の有効期限		
アンテナの種類	グラウンドプレーン ・ 八木型 ・ EL ・ その他				